

「ぎゅぎゅっと九州まんきつドライブパス」利用約款

令和5年3月20日制定

令和5年12月18日改定

令和7年3月23日改定

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する「ぎゅぎゅっと九州まんきつドライブパス」（以下、「本ドライブパス」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象自動車)

第3条 本ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。)第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、当社ウェブサイト「みち旅」（以下「ウェブサイト」といいます。）への掲示等の方法で周知します。ただし、当社が必要と認める場合には、本ドライブパスのプランのうち一部又は全部について、第6条第1項に定める申込みの受付の終了又は一時停止を行う場合があります。

- 2 本ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間、3日間又は4日間（利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで。ただし、利用開始日に申込みを行う場合は、申込みが完了した時点から利用終了日の23時59分まで。）（以下、「利用期間」といいます。）に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、本ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所又は出口料金所（本線料金所が設置されている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナが設置されている場合は通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナを含みます。）の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。
- 二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

（対象区間等）

第5条 本ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、本ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 別表2に定める周遊エリア内の I C 相互間の通行（回数の制限はありません。）
- 二 周遊エリア内の I C から流入し周遊エリア外の I C で流出する通行又は周遊エリア外の I C から流入し周遊エリア内の I C で流出する通行を行った場合、当該通行のうち流入又は流出を行った周遊エリア内の I C と当該通行における周遊エリア内の端末 I C との間（以下「周遊エリア区間内」といいます。）の部分（当該通行における周遊エリア内の端末 I C と流出又は流入を行った周遊エリア外の I C との間（以下「周遊エリア区間外」といいます。）の通行料金のお支払いが別途必要となります。）（以下、前号の通行と合わせて「周遊走行」といいます。）

（申込等）

第6条 本ドライブパスの利用にあたっては、本ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまで（前条第1項第2号に定める通行のうち、周遊エリア外の I C から流入し周遊エリア内の I C で流出する通行の場合は、周遊エリア外の I C から流入するまで）に申込みが必要です。

- 2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト（以下、「ウェブサイト」といいます。）において、別表1に定めるプラン（利用日数を含みます。以下同じ。）のうち利用するプラン、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名（法人名義のETCカードをご利用の場合は法人名）、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用するETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行います。
- 3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず本ドライブパスの申込みを無効とし、すべての通行について本ドライブパスの適用はありません。
 - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込時に登録したETCカードが利用可能であること。
 - 三 申込時に登録した ETC カードの名義が本ドライブパス利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にて ETC カードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません。（なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードでは、申込みいただけません。）

- 5 第1項に定める申込みは、毎年1月1日を起算日として、申込時に登録するETCカード1枚につき、別表2に定めるプランごとに年間4回まで可能です。

(申込内容の変更)

第7条 本ドライブパスの申込内容（前条第2項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。）について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、本ドライブパスの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランを変更する場合は、第13条の解約手続きを行ったうえで、前条第2項の申込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 本ドライブパスを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する自動車及びETCカードの利用により第5条第1項の各号に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込み時に登録したETCカードを自動車に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、本ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 料金所のETCレーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めたとおり通行してください。
 - 一 入口発券方式の区間において、入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーン又はサポートレーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。（料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。）
 - 二 入口発券方式の区間において、出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）
 - 三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）

(料金及び請求)

第9条 本ドライブパスは、利用期間内に初めて行う周遊走行の完了をもって利用があったものとみなし、本ドライブパスの適用対象となる全ての通行に対して、別表1に定める本ドライブパスの利用料金を適用します。

- 2 第5条第1項第2号に定める通行を行った場合、当該通行のうち周遊エリア区間内の部分は本ドライブパスの適用対象となりますが、周遊エリア区間外の通行料金のお支払いが別途必要となります。この場合、当該通行における周遊エリア内の端末ICは、周遊エリア内のいずれかのICのうち、流出または流入を行った周遊エリア外のICとの間の料金（ETC時間帯割引の適用条件を満たす場合であっても、ETC時間帯割引適用前の料金とします。）が最も安価となるICとします。（実際の通行経路外にあるICが周遊エリア内の端末

ICとなる場合があります。) また、周遊エリア区間外の通行料金に対するETC時間帯割引の判定は、第4条第3項に定める利用日の判定を行う料金所の通過日時をもって行います。(当該通行における周遊エリア内の端末ICの通過時間では判定を行いません。)

- 3 各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC時間帯割引等が適用された通行の場合は当該割引後の料金となります。以下同じ。)となります。
- 4 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、本ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、本ドライブパスの利用料金にかかる請求明細が記載されます。
- 5 ETCマイレージサービスの還元額明細及びETC利用照会サービスの利用明細に記載された本ドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、本ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認し、本ドライブパスの利用料金が確定(以下、「利用料金の確定」といいます。)した後、本ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去し、本ドライブパスの明細(企画割引～○○IC)に変更されます(本ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去した後、本ドライブパスの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります)。
- 6 本ドライブパスの利用料金(第5条第1項第2号に定める通行を行った場合は、周遊エリア区間外の通行料金も含みます。次項及び次条において同じ。)は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 7 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、本ドライブパスの利用料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、本ドライブパスの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。
- 8 ETCパーソナルカードを使用してドライブパスを利用する場合、ETCパーソナルカード利用規約に定める未決済残高は、利用料金の確定までの間、通常料金をもとに計算します。

(他の割引等との適用関係)

第10条 本ドライブパスの利用には、マイレージ割引以外の割引は重複して適用されません。(平日朝夕割引の適用条件を満たす通行であっても、本ドライブパスの対象となった通行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 申込時に登録したETCカードがETCマイレージサービスに登録されている場合、前条第1項に定める本ドライブパスの利用料金の額に対してETCマイレージポイントが付与されます。ただし、前条第7項によりETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分やETCマイレージポイントが付与されない区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付与されません。
- 3 前項により付与するETCマイレージポイントは、本ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります)の属する月の翌月20日までに付与します。
- 4 本ドライブパスの利用期間の一部又は全部と重複して、本ドライブパス以外の高速道路周遊パス(当社、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社(以下、「三会社」といいます。))が実施する本ドライブパスに類する割引を総称していいます。以下同じ。)に申込みを行った場合、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金と周遊エリア区間

外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第11条 前条第2項に定めるETC マイレージポイントに加えて、本ドライブパスの利用に対して追加のマイレージポイント（以下「特別ポイント」といいます。）を付与する場合があります。この場合における特別ポイント付与の内容等については、ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

- 2 前項により付与する特別ポイントは、ドライブパスの対象となった通行全てが完了したことを当社が確認した日（実際の通行が完了した日とは異なります。）の属する月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第12条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本ドライブパスの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録した ETC カード以外を利用して行った通行
 - 二 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
 - 三 申込時に登録した利用期間外の日(利用開始日に申込みを行った場合、利用開始日の 0 時から申込みが完了した時点までを含みます。)に行った通行
 - 四 入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用最終日の翌々日までに通過しなかった通行
 - 五 周遊エリア外の IC 相互間の通行（通行の途中で周遊エリア内を通過した場合であっても、周遊エリア外の IC 相互間の通行については対象外となります。）
 - 六 第5条第1項第2号に定める通行を行った場合、周遊エリア区間内の部分はドライブパスの適用対象となりますが、周遊エリア区間外の通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する自動車で本ドライブパスを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する自動車により本ドライブパスを利用したものとみなします。
 - 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本ドライブパスの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
 - 一 ETC無線通信による通行が不可能な自動車で通行したとき。
 - 二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていないETC車載器を使用して通行したとき。
 - 三 申込時に登録したETCカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本ドライブパスを利用したとき。
 - 4 本ドライブパスの適用後に第1項または第3項に該当することが判明した場合は、本ドライブパスの適用を取り消し、第1項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第3項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

(解約等)

第13条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらず本ドライブパスの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。また、実際に

通行した区間の通行料金の合計が本ドライブパスの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。

- 2 本ドライブパスの解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、本ドライブパスを解約することができます。解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
- 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無に関わらず、本ドライブパスの料金は請求いたしません。（ドライブパスの料金を請求しない場合であっても、ウェブサイトでの解約手続きが行われなかった場合は、第6条第5項における申込みの回数のうち1回としてカウントします。）ただし、本ドライブパスを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部又は全部が重複する申込みを行い、本ドライブパスを解約しなかった場合において、本ドライブパス以外の高速道路周遊パスの周遊エリア区間内のみを通行した場合であっても、本ドライブパスの利用料金を請求することがあります。

（個人情報の保護）

第14条 本ドライブパスの申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従って適切に取扱いします。

（免責事項）

第15条 当社は、次の各号に掲げるときには、本ドライブパスの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本ドライブパスの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め、通行規制（特定の自動車に限定して行われる通行規制を含みます。）又は渋滞により、本ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 自動車の故障等、当社の責めに帰すことができない事由により、本ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 ウェブサイトの障害やメンテナンス等によりドライブパスの申込みに影響を及ぼしたとき。

（約款の変更）

第16条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：プラン、利用日数及び利用料金

(税込、単位：円)

プラン名	周遊エリア	利用日数	軽自動車等	普通車
西部九州乗り放題プラン	(A)西部九州エリア	2日間	4,700	5,900
北部九州乗り放題プラン	(B)北部九州エリア	2日間	4,500	5,600
南部九州乗り放題プラン	(C)南部九州エリア	2日間	5,000	6,300
九州全域乗り放題プラン	(D)九州全域エリア	3日間	6,700	8,400
		4日間	8,500	10,600

別表2：周遊エリア

(A) 西部九州エリア

道路名	区間
E3 九州自動車道	古賀 I C～人吉球磨スマート I C
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代 J C T～日奈久 I C
E34 長崎自動車道	長崎 I C～鳥栖 J C T
E34 大分自動車道	鳥栖 J C T～筑後小郡 I C
E35 西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄南 I C～佐世保大塔 I C
E35 西九州自動車道（佐世保道路）	佐世保大塔 I C～佐々 I C
E77 九州中央自動車道	嘉島 J C T～益城本線料金所
E96 長崎バイパス	長崎多良見 I C～昭和町 I C
	川平 I C～西山町 I C

(B) 北部九州エリア

道路名	区間
E2A 関門自動車道	下関 I C～門司 I C（令和6年1月1日より適用する。）
E3 九州自動車道	門司 I C～松橋 I C
E10 東九州自動車道	北九州 J C T～みやこ豊津 I C
	椎田南 I C～宇佐 I C
	速見 J C T・I C～佐伯 I C
E10 東九州自動車道（椎田道路）	みやこ豊津 I C～椎田南 I C
E10 東九州自動車道（宇佐別府道路）	宇佐 I C～速見 J C T・I C
E34 長崎自動車道	鳥栖 I C～鳥栖 J C T
E10・E34 大分自動車道	鳥栖 J C T～日出 J C T
E77 九州中央自動車道	嘉島 J C T～益城本線料金所
E97 日出バイパス	速見 J C T・I C～日出 I C

(C) 南部九州エリア

道路名	区間
E3 九州自動車道	熊本 I C～鹿児島 I C
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代 J C T～日奈久 I C
E3A 南九州自動車道（鹿児島道路）	市来 I C～鹿児島西 I C
E10 宮崎自動車道	えびの J C T～宮崎 I C
E10・E78 東九州自動車道	門川 I C～清武南 I C 末吉財部 I C～隼人東 I C
E10 東九州自動車道（延岡南道路）	延岡道路接続点～門川 I C
E77 九州中央自動車道	嘉島 J C T～益城本線料金所
E78 東九州自動車道（隼人道路）	隼人東 I C～加治木 J C T・I C

(D) 九州全域エリア

道路名	区間
E2A 関門自動車道	下関 I C～門司 I C（令和6年1月1日より適用する。）
E3 九州自動車道	門司 I C～鹿児島 I C
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代 J C T～日奈久 I C
E3A 南九州自動車道（鹿児島道路）	市来 I C～鹿児島西 I C
E10 宮崎自動車道	えびの J C T～宮崎 I C
E10 東九州自動車道	北九州 J C T～みやこ豊津 I C 椎田南 I C～宇佐 I C 速見 J C T・I C～佐伯 I C 門川 I C～清武南 I C 末吉財部 I C～隼人東 I C
E10 東九州自動車道（椎田道路）	みやこ豊津 I C～椎田南 I C
E10 東九州自動車道（宇佐別府道路）	宇佐 I C～速見 J C T・I C
E10 東九州自動車道（延岡南道路）	延岡道路接続点～門川 I C
E34 長崎自動車道	長崎 I C～鳥栖 J C T
E34 大分自動車道	鳥栖 J C T～日出 J C T
E35 西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄南 I C～佐世保大塔 I C
E35 西九州自動車道（佐世保道路）	佐世保大塔 I C～佐々 I C
E77 九州中央自動車道	嘉島 J C T～益城本線料金所
E78 東九州自動車道（隼人道路）	隼人東 I C～加治木 J C T・I C
E96 長崎バイパス	長崎多良見 I C～昭和町 I C 川平 I C～西山町 I C
E97 日出バイパス	速見 J C T・I C～日出 I C